

平成 27 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画の実施結果及び自己評価について

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構調達等合理化計画を策定し、その実施した結果を以下のとおり自己評価する。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 当機構における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のとおり契約件数は 512 件、契約金額は 100 億円である。その内訳は、競争性のある契約は 380 件 (74.2%)、86 億円 (86.5%)、競争性のない契約は 132 件 (25.8%)、13 億円 (13.5%) となっており、平成 26 年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数・金額ともに増えている。(件数は 1.3% の増、金額は 8.6% の増)。

なお、平成 27 年度の競争性のない契約のうち随意契約の役務契約比率が 6 割を超えている事象となっている。当機構の研究開発を持続的に実施するためには過年度において開発・製作した機器等に機能を付加、強化する等してこれまでの研究開発成果を発展的なものとしなければならない。

そのためには新たな機器開発、製作に着手するより既存の機器等を機能強化することが適切な予算執行であり、これは特殊な業務を特定業者と契約せざるを得ない海洋に関する先進的研究開発を使命とする海洋機構が潜在的に持つ特殊性であると分析した。

また、競争性のない随意契約の件数は平成 26 年度に比較して微小に減少したが、平成 25 年度に比較すれば平成 26 年度への増と同程度の平成 27 年度への増と認識し、それは前記「海洋機構が潜在的に持つ特殊性」が根底と評価した。

一方、金額ベースで平成 26 年度と比較した場合、同年度に複数年の業務委託契約を 50 億円超にて契約締結しており、これが競争性のない随意契約の主な減少要因である。

以上のとおり、競争性のない契約は減少し、前記のとおり競争性のある契約は件数・金額ともにその割合が平成 26 年度に比較して増えた。なお、このうち金額について、平成 26 年度の一般競争入札（総合評価方式、

契約金額 115 億円)、公募 (随意契約事前確認公募、2 件の複数年委託契約、契約金額約 84 億円) が集計除外による減少と平成 27 年度の一般競争入札 (総合評価方式、契約金額約 1 億円)」の集計追加が割合を高めた主な要因である。

表 1 平成 27 年度の海洋研究開発機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	355 59.4 (%)	165.3 44.2 (%)	332 64.8 (%)	54.1 54.1 (%)	△23 △6.5 (%)	△111.2 △67.3 (%)
企画競争・公募	81 13.5 (%)	126 33.7 (%)	48 9.4 (%)	32.4 32.4 (%)	△33 △40.7 (%)	△93.6 △74.2 (%)
競争性のある契約 (小計)	436 72.9 (%)	291.3 77.9 (%)	380 74.2 (%)	86.5 86.5 (%)	△56 △12.8 (%)	△204.8 (△70.3%)
競争性のない随意契約	162 27.1 (%)	82.7 22.1 (%)	132 25.8 (%)	13.5 13.5 (%)	△30 △18.5 (%)	△69.2 △83.7 (%)
合計	598 100 (%)	374.0 100 (%)	512 100 (%)	99.9 100 (%)	△86 △14.4 (%)	△274.1 △73.3 (%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減は、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 当機構における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数は 208 件 (74.6%)、契約金額は約 24 億円 (71.2%) である。前年度との比較では一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに増加している。このうち金額ベースで一者応札・応募の割合が高いことはこれまでの当機構の調達内容のカテゴリー化した分析から、その多くが最先端かつ特殊な研究機材の調達に関するものとなっている。

表 2 平成 27 年度の海洋研究開発機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	95 (30.8%)	71 (25.4%)	△24 (△25.3%)
	金額	122.9 (86.2%)	9.7 (28.8%)	△113.2 (△92.2%)
1 者以下	件数	213 (69.2%)	208 (74.6%)	△5 (△2.4%)
	金額	19.6 (13.8%)	23.9 (71.2%)	4.3 (21.9%)
合計	件数	308 (100%)	279 (100%)	△29 (△9.42%)
	金額	142.5 (100%)	33.6 (100%)	△108.9 (△76.5%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

2. 平成 27 年度に調達等合理化計画に策定した重点的に取り組む分野の結果
について（【】は当該計画に策定した評価指標）

調達等合理化計画では、平成 27 年度において重点的に取り組む分野は、研究開発機材等の調達や保守をはじめとする物品・役務関係の調達を対象とし、それぞれの現状に即した契約の適正化、合理化、効率化を含め調達全般の改善に努めることとされた。以上の策定における各項目の計画と実施結果は次の通り。

平成27年度調達等合理化計画に策定した重点的に取り組む分野の計画と実施結果

計画	取り組み結果
<p>(1) 随意契約の適正化に関する取り組み</p> <p>① 適正性の審査・点検</p> <p>引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成27年度においてもその理由等について機構内で審査することとする。</p> <p>【詳細は「3. 調達に関するガバナンスの徹底」の項に記載。】</p>	<p>(1) 随意契約の適正化に関する取り組み</p> <p>① 適正性の審査・点検</p> <p>引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成27年度においてもその理由等について機構内で審査し、確認した。</p> <p>【詳細は「3. 調達に関するガバナンスの徹底」の項に記載。】</p>
<p>(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み</p> <p>① Web 配布システム運用</p> <p>応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、前年度に整備した入札説明書の Web 配布システムの運用を開始する。</p> <p>② 入札公告の周知</p> <p>競争性を高めるために、平成27年度においては、新たに入札公告後、入札に参加可能と思われる企業への入札公告の紹介および関連業界団体への周知依頼を実施する。</p> <p>③ 仕様書等の見直し</p> <p>仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか等点検し、必要に応じて改善する。</p>	<p>(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み</p> <p>① 入札説明書の交付については、年度後半より電子交付を開始した。計265件の契約案件に対し、計548者に電子交付を行った。また、事務の効率化が図られ、コピー用紙・印刷経費の節減効果は約7万円となった。</p> <p>② 入札公告の周知については、企画提案公募・競争入札案件に対し、業界団体を含む41者に周知・声掛けを実施し、26者より入札説明書の交付依頼があった。</p> <p>③ 仕様書等の見直し実績は5件であり、必須要件の緩和、履行期限の延長、業者負担項目の見直し等により、入札説明書配布数の増、仕様説明会参加者の増、応札者の増、契約額の引き下げ等の</p>

<p>【 ①については、年間 30 者以上の web 配布件数を旨す。②については入札公告の紹介および周知依頼件数として年間 30 者以上を旨す。③については仕様書の点検・見直しの結果として、契約案件のうち5件以上について、前年度より応札者・応募者の増加を旨す。】</p>	<p>効果が認められた。</p>
<p>(3)調達合理化の取り組み</p> <p>①契約内容・契約形態の見直し 契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや合理化を旨す。</p> <p>②共同調達の推進 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達に関する調達について、積極的にその可能性を追求する。平成 27 年度においては、新たに下記 a.及び b.の取組を実施していくことにより経費の節減を旨す。併せて、他法人等からの調達の方法・形態等について聴取し、当機構の調達合理化につながるアイデアを収集する。</p> <p>a. 他法人と共同調達の具体化及び対象の拡大に向けて協議を行う。 b. 企業等を対象とした調達形態・アイデアの調査を行う。</p> <p>③一括調達等の推進 平成 27 年度より試験運用を開始した研究消耗品及び書籍のオープン</p>	<p>(3)調達合理化の取り組み</p> <p>①契約内容・契約形態の見直し実績は 9 件であり、削減額は計 5,900 万円、平均 14.6%の引き下げとなった。</p> <p>②共同調達の推進について協議・訪問実績は 3 法人であり、国立大学法人高知大学との共同調達の拡大、近隣の代表的な民間企業である日産自動車への電話調査、独立行政法人水産総合研究センター(現:国立研究開発法人水産研究・教育機構) 中央水産研究所へ訪問し共同調達の実施について協議した。</p> <p>③一括調達等の推進について、オープンカウンター方式見積合わせによる研究消耗品の調達では年間を通じて約 210 万円の低減効果があった。一方、契約先の仕分け等、事務負担が大きいことから、</p>

カウンター方式見積合せによる調達について、その効果を検証する。

④規程類の改訂

数年間一者応札・応募が続いている契約案件については、ある一定基準のもとで随意契約を可能とするなど、所内の規程類の改訂を検討する。

⑤研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査・検討調達面から研究開発成果の最大化に資することを目指し、新たな調達手法の導入について調査・検討を行う。

【①平成27年度は抽出・検討案件として研究機材や一般機器等の保守や維持にかかる契約案件に着目し、5者以上について前年比10%程度の契約金額の引き下げを目指す。年度途中からの適用が難しいものについては、次年度当初から適用できるよう準備・調整を進める。

②平成27年度は a.及び b.を合わせて、年間3法人以上との協議・訪問を行う。

③検証後、効果ありとされた案件については、対象品目・事業所の拡充を図る。

④他法人事例等を調査し、契約監視委員会に付議、平成27年度内の素案策定を目指す。

⑤他法人の事例を調査し、当機構においても導入可能と思われる仕組みを調査、抽出する。】

平成28年度においては、単価契約による一括調達を図ることとした。

④規程類の改訂については、8法人連絡会等を通じて、情報収集を行い検討を進めた。

⑤研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査については、8法人連絡会等を通じて、情報収集を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された随意契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)

また、特に契約金額 3,000 万円以上の随意契約については、契約審査委員会(委員長:総務部長)が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。

【随意契約審査チームによる審査:随意契約の締結希望案件全数。契約審査委員会による審査:3 千万円を超えると見込まれる随意契約の締結希望案件全数】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

① 調達に係る業務マニュアルを作成し、適宜見直しや更新を行うとともに、契約担当職員を対象とした研修を行う。

② 関連する職員を対象とした検査業務マニュアルを作成するとともに、定期的なセミナーを開催する。

・調達に関するガバナンスの徹底について

(1) 随意契約に関する内部統制の確立について

① 契約金額:少額随契限度額以上、3,000 万円未満の全ての随意契約案件について、契約審査チームによる審査を実施した。また、随意契約審査チームを契約審査委員会の下部組織として規程上で明確に位置付け、随意契約審査チーム運営要領を策定するなど体制の強化を図った。

② 契約金額:3,000 万円以上の全ての随意契約案件について、委員会を開催し審査を実施した。また契約審査委員会の一層の活動が想定されることから、柔軟な委員会運営が可能となるよう委員会設置細則を改正した。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組について

① 業務マニュアルについては、随時見直しを行い、契約課担当職員に対し調達等合理化計画に関する説明会、新会計システムに関する勉強会等を実施した。

② 「検査業務マニュアル」および「競争的資金等の研究資金に係る検収に関する実施要領」を改正した。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に対応するための検収体制の見直しについて機構全体の職員を対象に説明会を 2 回実施し担当事務職員 110 名以上が受講した。

<p>③平成27年度からは新たに、外部の競争的資金に応募する職員向けに研究不正および研究費不正使用防止に係る研修の受講を義務付け、未然防止のための取組を強化することとする。</p> <p>【①業務マニュアルについては、年1回以上の見直しを行う。また、契約課担当職員向けの研修については、半期に1回以上(年に2回以上)実施する。</p> <p>②検査業務マニュアルについては、年1回以上の見直しを行う。また、関連する職員を対象としたセミナーを全拠点向けに年1回以上開催する。</p> <p>③研究不正および研究費不正防止に係る研修については、受講状況についてモニタリングし、外部の競争的資金に応募する職員が受講するよう関連部署と連携し通知・指導する。】</p>	<p>③研究不正および研究費不正使用防止に係るeラーニングについて、契約に関わる職員は100%受講済みであり、法人全体では、全職員(非常勤職員を除く)の97.4%が受講した。</p>
---	---